



また、厚生年金基金や2002年4月から創設できるようになった確定給付企業年金では、キャッシュバランスプランやキャッシュバランス類似制度(退職後の待期期間、受給期間のみ給付を変動させる制度)ができるようになりましたが、給付利率を国債の利率等に連動させることができるようになっており、最低保証利率はありますが、国債の金利動向等で年金額は変動してしまいます。確定拠出年金に至っては、原則、年金受給期間中も資産運用を継続するため、給付利率は原則保証されていません。運用結果によっては、年金額が予定どおりもらえない恐れもあるのです(予定以上にもらえるかもしれませんが)。

確定拠出年金で年金額を確定させたいのであれば、元本確保商品である生命保険商品を購入する手段もあります。ただし、現行の利率は1%に満たず、確定給付型の企業年金に比べると不利は否めません。また、企業年金ではありませんが、中小企業退職金共済では、退職金を5年ないし10年で分割で受け取ることができます。この時の給付利率は1%で定められていますが、端数処理の関係で、実際には、1%を下回っています。

さて、実際には年金と一時金でどれくらいの違いが出てくるのでしょうか。年金の支給期間にもよりますが、給付利率5.5%の場合、1,000万円の退職金なら、支給期間10年で257万円、支給期間20年で586万円も違いが出てきます。この違いは、給付利率によって異なります。

-----  
【 退職一時金 1,000 万円を年金で受け取った場合の違い 】

#### 給付利率 5.5% の場合

10年確定年金 年額 1,257,514 円 × 10 年 = 12,575,140 円

20年確定年金 年額 793,169 円 × 20 年 = 15,863,380 円

#### 給付利率 4.0% の場合

10年確定年金 年額 1,185,490 円 × 10 年 = 11,854,900 円

20年確定年金 年額 707,517 円 × 20 年 = 14,150,340 円

#### 給付利率 2.5% の場合

10年確定年金 年額 1,114,720 円 × 10 年 = 11,147,200 円

20年確定年金 年額 625,826 円 × 20 年 = 12,516,520 円

-----  
さて、この比較は本当に正しいのでしょうか。実は、退職金を一時金で受け取った後のことは、このシミュレーションには反映されていません。一括して受け取った金額を給付利率以上に資産運用することができれば、一時金でもらうほうが年金でもらうより総受取額で上回る可能性はあります。また、住宅ローンが残っている場合は、そのローンの利息の利率が給付利率を上回るのであれば、繰り上げ返済すればお得となります。だからこそ、**給付利率が何%であるかは年金・一時金を選択するにあたって、重要な情報となります。**

実際は、給付利率は低下傾向とはいえ、市中金利より有利な利回りであることが多く、銀行の定期預金の現在の金利水準ではとても確保できません。退職金が高額になる場合は、安定して資産運用することは難しく、**自分で運用する場合は、預金の利息や、株式の収益に課税されます**ので、企業年金の給付利率と同水準を確保することは難しいことが多いでしょう。給付利率が原則保証されていない確定拠出年金でも年金の受給期間中、運用収益には非課税となっています。総受取額という観点では、やはり年金のほうに軍配が上がるのではと思います。

各企業年金について特筆することもありますので、補足しますが、**厚生年金基金や確定給付企業年金においては、支給期間が終身の場合、一時金選択をしてしまうと、生死に関わらず年金が支給される保証期間(10年~20年が多い)の分しかもらえません**。これは厚生年金基金等が年金でもらうことが原則である企業年金なので、一時金を受給する場合はペナルティとしての意味があるからです。年金と一時金の差は更に開くこととなります。

## 著者プロフィール

### 中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント(生保協会認定FP)

日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会(現企業年金連合会)、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【株日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488